

見附市障害者日常生活用具の給付に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年4月1日

見附市長 稲田 亮

見附市規則第17号

見附市障害者日常生活用具の給付に関する規則の一部を改正する規則

見附市障害者日常生活用具の給付に関する規則（平成21年見附市規則第17号）の一部を次のように改正する。

別表特殊寝台の項中「付帯」を「附帯」に、訓練いすの項中「いす」を「椅子」に、移動・移乗支援用具の項中「概ね」を「おおむね」に改め、盲人用体重計の項の次に次のように加える。

非常用電源装置	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害を有し、常時人工呼吸器等を使用している者で、かつ、必要と認められる者	ポータブル電源（蓄電池）であって、使用中の人工呼吸器に使用可能なもので、かつ、容易に使用し得るもの。	10年	100,000円
---------	---	--	-----	----------

同表情報・通信支援用具の項中「もしくは」を「又は」に、視覚障害者用ポータブルレコーダーの項中「並びに」を「及び」に改め、点字図書の項の次に次のように加える。

療育支援用具	療育手帳又は障害児給付サービス受給者証を所持する児童であって、用具の使用により療育効果が見込まれる者	言語訓練、手先訓練、数的訓練、認知訓練、コミュニケーション訓練などが可能な製品であって、意思疎通を支援するもので、かつ、容易に	1年	30,000円
--------	--	---	----	---------

		使用し得るもの。		
--	--	----------	--	--

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。